

R7年度

# 学校いじめ防止基本方針



杵築市立大内小学校

# 学校いじめ防止基本方針

## もくじ

### 第1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

1 基本理念	• •	1
2 いじめの定義	• •	1
3 いじめの理解	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2
4 学校及び職員の責務	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2

### 第2 いじめの防止等のための対策

1 基本的な考え方	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3
2 いじめ防止のための組織	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	3
3 いじめの未然防止	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	4
4 いじめ防止のための生活指導	• • • • • • • • • • • • • • • • •	5
5 いじめの早期発見	• • • • • • • • • • • • • • • • •	6
6 いじめに対する措置	• • • • • • • • • • • • • • • • •	7

### 第3 重大事態への対処

1 重大事態への対応	• • • • • • • • • • • • • • • • •	10
2 学校による対処	• • • • • • • • • • • • • • • • •	10

※参考資料・・・チェックリスト、アンケート等

# 第1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

## 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、全ての児童に関係する問題である。

本校では、学校の教育目標「やさしく かしこく たくましく」を具現化し、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組み、社会に貢献できる人間を育成することを目標としている。そこで、児童一人ひとりが自他を大切にし、互いに尊重し合う心豊かな人間性と社会性を育て、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止に向けた日常の指導体制を定めることとした。

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起これうる」との意識を持ち、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童の理解を深め、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定め対策を行う。

## 2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

### ◇（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

(3) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いも含め、重要なことは、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(4) 具体的ないじめの態様（例）

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・身体や動作について不快なことを言われる
  - ・言葉遣い、発音等について執拗に真似される
  - ・存在を否定されたり、嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれるなど
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる、席を離される
  - ・遊びやゲームに入れてもらえないなど
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・強弱を問わずに身体をたたかれたり、触っていないふりをされたりする
  - ・殴られる、蹴られるが繰り返される

- ・遊びと称して対象の子が技をかけられる など
- ④ 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・脅かされ、お金を取られる
  - ・靴に画鋲やゴミを入れられる、写真や鞄、靴等を傷つけられる など
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・万引きやかつあげ等法に触れる行為を強要される
  - ・大勢の前で衣服を脱がされる
  - ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる など
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
  - ・いたずらや脅迫のメールが送られる
  - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外される  
など
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、早期に警察に相談することが重要なものの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたる「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

### 4 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようには、保護者や関係者・関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

特に、早期発見にあっては、児童生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過さないものとする。

## 第2 いじめの防止等のための対策

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権に関する知的的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進し、人権尊重する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成し、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ問題は、未然防止に取り組むことが最も重要であり、そのためには、全ての教職員が「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こり得る」という認識を持って真摯に取り組む必要がある。

### 2 いじめ防止のための組織

#### (1) 組織の設置

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめの事案に対し迅速、的確に対処するために「大内小学校いじめ防止委員会」を設置する。

#### (2) 組織の構成員

組織の構成員は、学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主任、クラス担任、養護教諭等複数の教職員（スクールカウンセラー等の心理・福祉等の専門的知識を有する者やスクールサポーターなどの外部専門家）とする。

#### (3) 具体的な組織の役割

- ① 学校基本方針の策定及び方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行
  - ・検証・修正
  - ・学校基本方針の策定や見直し、進捗状況の確認や、いじめへの対処がうまくいかなかつた事例等を P D C A (Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動))サイクルで検証する。
  - ・組織を機能させるにあたり、適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるように構成員による全体会議と関係者会議等の役割分担を行う。
  - ・組織における複数の教職員については、学校の実情に応じて決定し、個々のいじめに対処にあたり関係の深い教職員を追加する等柔軟な対応を行う。
- ② いじめの相談及び通報への対応
  - ・児童生徒や保護者、地域住民等がいじめの相談や通報が容易にできるよう、窓口や手順、方法等を明確にする。
- ③ いじめや児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録及び情報の共有
  - ・些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込むことなく組織に報告・相談のうえ、集積された情報は、個々の児童生徒ごとに記録化し、複数の教職員が個別に認知した情報とを集約のうえ共有化を図る。
- ④ いじめ事案に対応するための会議開催と報告
  - ・いじめの疑いに係る情報があった時は速やかに緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有と支援の体制、対応方針の決定を行う。

- ・重大事態発生時並びに教育委員会の支援等を必要とする事案の報告。
- ⑤ いじめを受けた・行った児童生徒に対する指導及び支援並びに保護者との連携
- ・関係ある児童生徒への事実関係の聴取と指導、支援並びに保護者と連携した解決指導並びに情報提供を図る。

### 3 いじめの未然防止

#### (1) 基本的考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本は、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることによって、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待される。

#### (2) いじめの防止のための措置

- ・全ての児童を対象に「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図り、いじめを生まない学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成などが大切である。

生徒指導研修	学級指導	子どもや学級についての情報交換
大内地区青少年健全育成協議会との連携		

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの充実、推進により、様々な人々との関わりの中で児童が社会性を育むとともに、児童会活動やあいさつ運動、ボランティア活動などといった幅広い社会体験・生活体験の機会を設けることによって、他人の気持ちを共感的に理解できる心豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う支援を行う。

道徳教育	人権教育	読書タイム	体験活動(キャンプ等)	保幼小連携
小中連携				

- ・自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる授業を推進する。

学びに向かう集団づくり	意欲的に取り組む授業づくり
-------------	---------------

- ・ネットによるいじめを防止するため、情報を発信する責任や自ら情報の必要性を判断する能力を身につける情報モラル教育を様々な場面、機会を利用して推進する。

情報モラル教育（外部講師を招聘しての研修会）
------------------------

- ・教職員の資質向上のための研修会の実施等により、児童が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期に把握し、積極的ないじめの認知に努めるほか、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

「いじめ」に関する研修等への参加	情報交換（子どもや学級、保幼小連携 小中連携）
------------------	----------------------------

- ・「障がい」（発達障がいを含む）について、適切に理解したうえで、児童に対する指導を推進する。

「障がい児」教育研修	「いじめ」に関する研修等への参加
------------	------------------

### (3) 年間指導計画

月	職員研修等	防止対策	早期発見対策
4月	いじめ防止対策委員会 研修会① (児童に関する情報共有・基本法の確認) 年度初めの打ち合わせ (指導方針・計画等)	学級づくり なかまづくり 人間関係づくり 保護者への啓発 平和集会への取組 修学旅行への取組	職員間における児童の情報共有(年間を通して)
5月		家庭訪問 修学旅行	
6月			
7月	研修会② (1学期の成果と課題・2学期の重点指導)	保護者への啓発 集団宿泊学習	学校評価① いじめアンケート①及び分析・面談
8月		平和集会への取組	
9月			
10月	ヒューライツフォーラム参加	運動会の取り組み 社会見学への取組	
11月			
12月	校内実践交流会 研修会③ (2学期の成果と課題・3学期の重点指導)	平和集会への取組 保護者への啓発	学校評価② いじめアンケート②及び分析・面談
1月		持久走大会	
2月	研修会④ (地区人権教育実践交流会)	平和集会への取組 保護者への啓発	
3月	研修会⑤ (一年間の成果と課題・次年度の重点指導)	卒業式への取組	学校評価③ いじめアンケート③及び分析・面談

## 4 いじめ防止のための生活指導

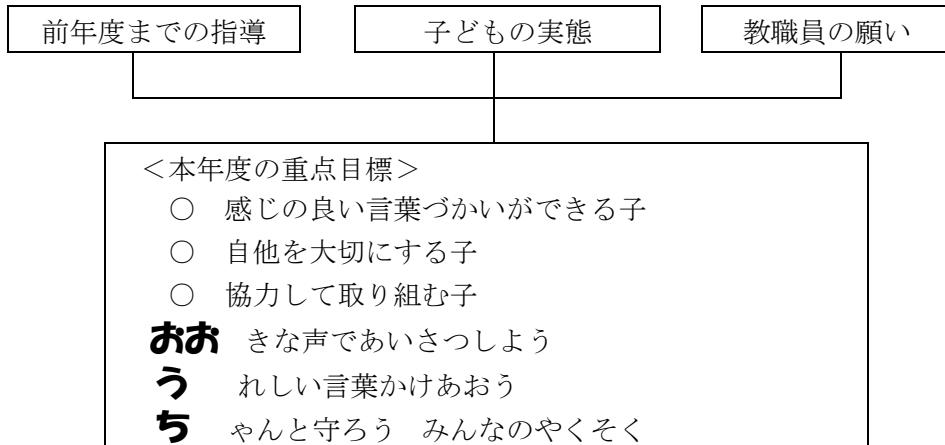
### (1) 基本方針

基本的生活習慣を身につけるとともに、思いやりのある子ども、健康で安全な生活をめざし努力する子どもの育成をめざす。

### (2) 指導体制と研修

- ・全教職員で全校児童の指導にあたることを共通理解し、指導をすすめていく。
- ・年度始めに基本的な指導事項などについて話し合い、共通理解し、指導にあたる。
- ・重点目標を中心に基本的生活習慣の定着を図り、子ども自らの主体的判断と落ち着きのある行動がとれるように指導をすすめる。
- ・児童会活動、委員会活動とも連携して指導をすすめていく。
- ・家庭や地域との連携を図り、気になる事象については、すみやかに家庭に連絡をとり、家庭と連携して児童の支援にあたる体制をつくる。
- ・情報交換をして児童理解を深め、教職員の資質を高めるための研修を行う。

### (3) 生活指導計画



### (4) 具体的な取り組み

#### 月目標の設定

- ・重点目標をふまえ児童会運営委員会で設定し、各学級で心育ての具体的取り組みをする。
- ・月の終わりに各学級で取り組みの反省をし、代表委員会や児童集会のときに発表する。

#### 人間関係づくりプログラム・いいこと見つけ

- ・友だちの頑張りや、やさしい行動、うれしかったことばを見つける。
- ・教職員も積極的に子どもたちのよいところを見つけ、その場で認める声かけをしていく。さらに職員間でも情報交換をし、学級や全校の場でも評価していく。

## 5 いじめの早期発見

### (1) 基本的考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての教職員をはじめとした大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童が無意識に出している些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを隠したり軽視したり、躊躇することなく、個人面談や教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報収集を行い、積極的にいじめを認知することが必要である。

### (2) いじめの早期発見のための措置

- ・いじめ早期発見のためのチェックリスト等の活用により、全教職員で児童の見守りを行う。また、教職員間のきめ細かな情報交換をして児童理解に努める。
- ・家庭における早期発見に向けた関わりができるよう保護者への啓発を行う。
- ・定期的なアンケート調査等によって、常に児童の状況を把握する。
- ・児童及びその保護者、教職員が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりを行う。保健室利用やスクールカウンセラー、教育相談、24時間いじめ相談ダイヤル等の電話相談窓口の周知等により、いじめを訴えやすい体制を整える。
- ・地域、家庭と連携して幅広く情報収集するなど、学校を中心とした地域総ぐるみで児童を見守る。

### (3) ネット上いじめへの対処

- ・ これから情報化社会の中で生きていくために必要な情報を発信する責任や自ら情報の必要性を判断する能力を身につける情報モラル教育を専門的な知識を持った業者等の

協力を得ながら、総合学習など様々な機会を利用し、SNS等の利便性や、その裏に潜む危険性、ネットによるいじめ等のトラブルへの対処法等についての学習を推進とともに、保護者にもこれらについての理解を求める。

- 教職員は、アンケート調査や教育相談等の機会を利用し、児童のSNS等の利用実態やその中での人間関係の積極的な把握に努め、些細な兆候や情報であっても、いじめに関わる内容を把握した場合は、教職員間の情報共有を図り、ネット上のいじめが顕在化しにくいという特性を十分に理解した上で、連携を図りながら、関係する児童に対する指導を適切に行う。
- ネット上の不適切な書き込み等に対しては、問題の箇所を確認のうえ、印字、保存等を行うとともに、被害の拡大を避けるため、削除等の措置をとる。また、必要に応じ、警察や地方法務局等と適切な連携を図る。

## 6 いじめに対する措置

### (1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた教育的な指導を行うことが大切である。

なお、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した対応に当たる。

### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせるほか、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要であり、この場合、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- いじめの発見、通報を受けた場合、学校に設置された「大内小学校いじめ防止委員会」において直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。
- 学校や学校の設置者が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はたまらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (3) いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際は、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意し、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

#### 特に、いじめられている児童の気持ち

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、（告げ口をしたとして）更にいじめが深刻になるのではないか等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなる。
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ・「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ストレスや欲求不満の解消をほかの児童に向けることがある。

等の心理状態を踏まえた対処が必要となる。

いじめを認知した場合は、家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくり、いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図るほか、スクールカウンセラー、スクールソポーター等の専門家など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行い再被害の防止を図るほか、保護者に対する適切な情報提供を図る。

#### (4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめた児童の心理、原因については、

- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・自分がいじめのターゲットにならないように、いじめに加わることがある。
- ・いじめられている側にも原因、問題があると考え、いじめの行為を正当化して考ることがある。
- ・学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、児童のはけ口の手段としていじめが発生する。
- ・相手の人権の配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことなどによりいじめが発生する。

等を踏まえつつ、いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあつたことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソポーター、福祉等の専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

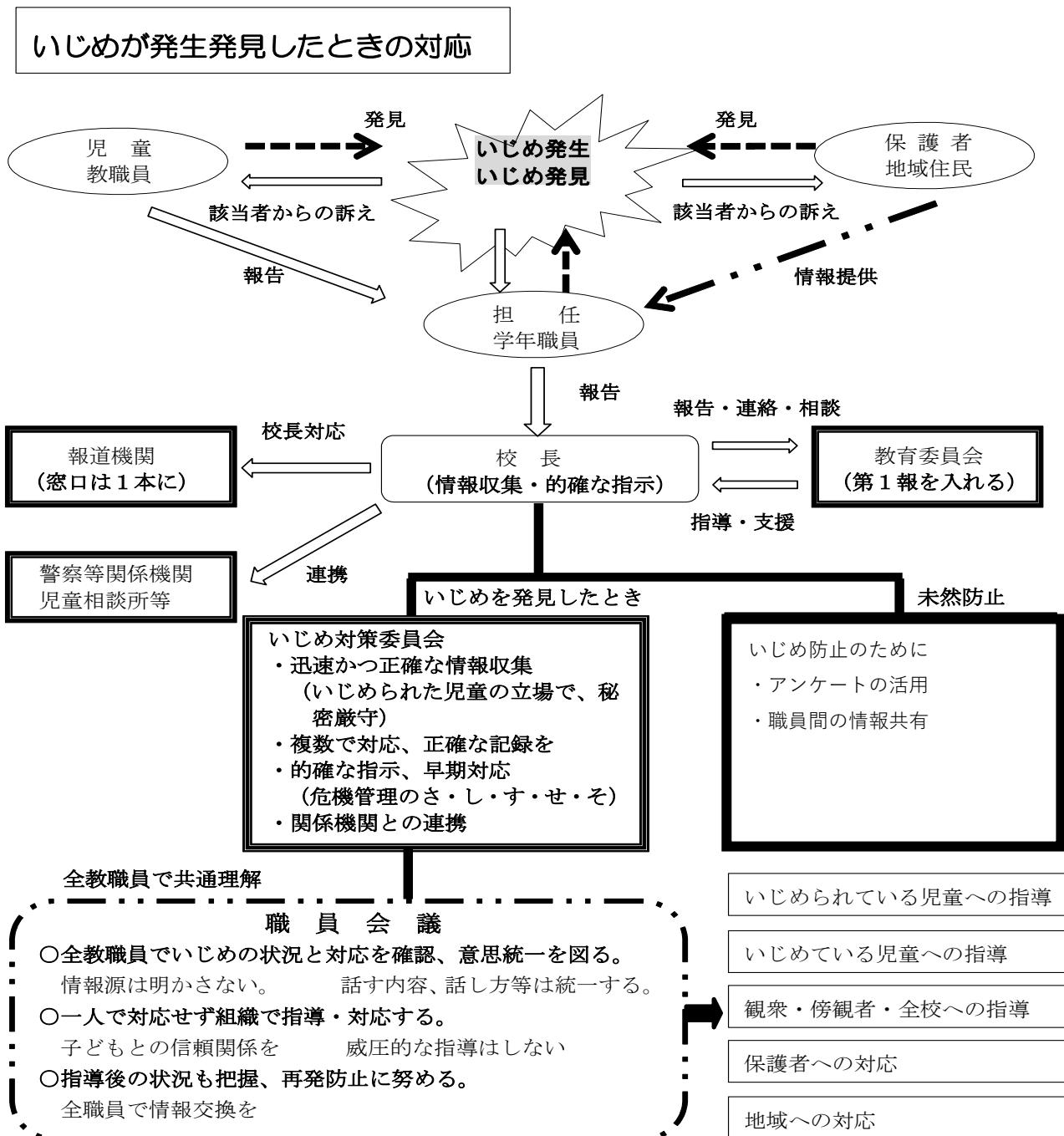
また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行い、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別

の指導計画による指導のほか、さらに対出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

また、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。



※いじめと判断した場合は「事故報告」及び「月例報告」で教育委員会へ報告する。

## 第3 重大事態への対処

### 1 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」のほか、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。

なお、「相当な期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席している場合は、適正に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものと捉え、適切に対応し、校長が判断する。

#### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを發揮し、学校が主体となり、スクールカウンセラー等の心理・福祉等の専門的知識を有する者やスクールソポーターなどの外部専門家を加えた「大内小学校いじめ防止委員会」で調査し、事態の解決にあたる。また、事案によっては、県教育委員会が設置する「大分県いじめ解決支援チーム」等に対し解決に向けた支援、助言を求める。

### 2 学校による対処

#### (1) 調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。

調査にあたり、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するもので、当該調査が、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、たとえ不都合なことがあっても、学校がその事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るための調査であると認識し、学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

#### (2) 調査結果の提供

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しつつ事実関係等その他必要な情報を適時・適切な方法により説明し、提供する。

アンケート調査等の実施により得られた調査結果は、いじめられた児童または保護者に提供する場合があることを調査に先立ち在校生やその保護者に説明する等の措置をとること。

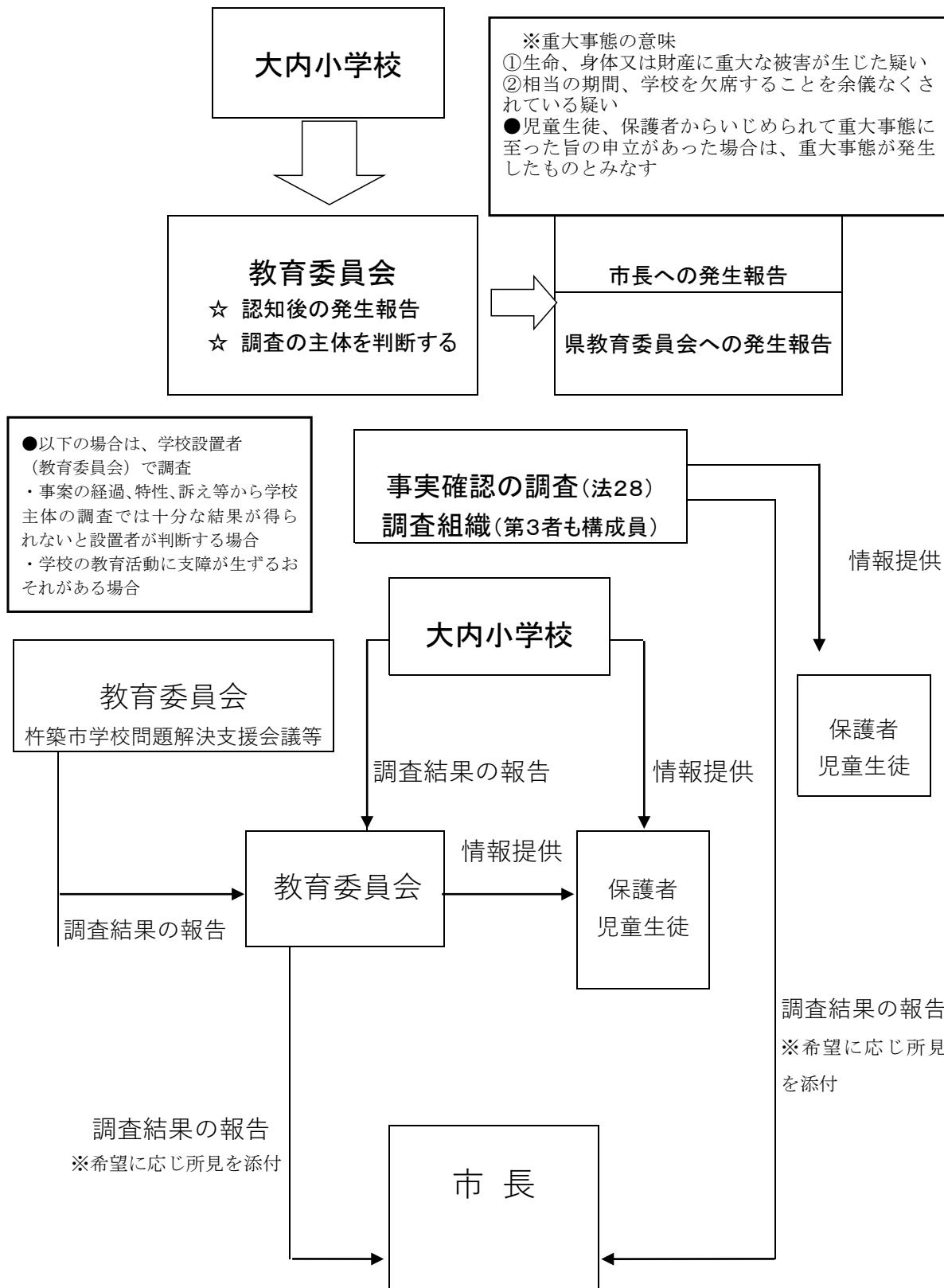
#### (3) 調査結果の報告

重大事態について学校が実施した調査結果は、教育委員会に報告する。いじめを受けた児童または保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告書に添えて教育委員会に報告する。

#### (4) 学校の設置者である教育委員会が調査の主体となる場合

学校の設置者の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## 重大事態発生時の対応



## いじめ早期発見のためのチェックリスト

### 1. いじめが起つやすい起つている集団

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも偏屈の初歩がついている       | <input type="checkbox"/> 自分とのグレープゴトとまり他を寄せつけない雰囲気がある  |
| <input type="checkbox"/> 教員がいなず嫌ひきんとでよい        | <input type="checkbox"/> グレープがする特の子どもがいる              |
| <input type="checkbox"/> 授業中教員見えなよう消しゴム投げをしている | <input type="checkbox"/> 学級グレープの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる |
| <input type="checkbox"/> 特定の子ども気を遣つしる雰囲気ある     | <input type="checkbox"/> 些細なことで令やけたりするグレープがある         |
| <input type="checkbox"/> 班になると机の間も隙あら          |   |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れており落書きがあらわる     |   |

### 2. 登下校朝会

- |   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 遅刻欠席多くなる         | <input type="checkbox"/> 顔色が悪く元気がない |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える |                                     |

### 3. 授業時間

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 教室いつも遅れて入ってくる    | <input type="checkbox"/> 発言すると友だちから余められる         |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲減退、忘れ物が増える   | <input type="checkbox"/> 教員がほめると令やけられたり陰を言われたりする |
| <input type="checkbox"/> 理由もなく成績突然落ちる     |  |
| <input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良で保健室へかかる |  |

### 4. 昼食時

- |  |                                       |
|--|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 他の生徒の初歩を離している | <input type="checkbox"/> 好きな物だけの生徒がある |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減り食いつかない | <input type="checkbox"/> 食物に付かれる      |

### 5. 休み時間

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> わざと隠れたりする              | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い           |
| <input type="checkbox"/> 友だち悪を言われても言返さないや愛想をしきる | <input type="checkbox"/> オモカギされたりオヤツが破壊せられる   |
| <input type="checkbox"/> ?や足こすり傷あらわる            | <input type="checkbox"/> 服装が跡が付いている           |
| <input type="checkbox"/> けぬ状況と本人が言う理由が一致しない     | <input type="checkbox"/> いつもみんな行動放氣し目立たないふくらむ |
| <input type="checkbox"/> 教員の近くにいる               |   |

### 6. その他

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 砂場での時子立つちである      | <input type="checkbox"/> 下を向いて見景を合はせようとしている   |
| <input type="checkbox"/> 一人で離れて隠しておる       | <input type="checkbox"/> ときとき戻りでいる            |
| <input type="checkbox"/> いつも机が大にみ合のせになっている | <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち友だちおこなうとする |
| <input type="checkbox"/> 持物が壊されたり隠されたりする   | <input type="checkbox"/> 持物机ロッカーに落書きをされる      |
| <input type="checkbox"/> 机など個人をけがする書きが書かれる |   |

### いじめ対応チェック表（学校）

確認	確認チェック項目
	いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め対応している。
	初期対応の重要性が認識され、校長への報告が迅速且つ確実に行われた。
	いじめられた児童生徒の安全確保ができている。
	いじめられた児童生徒から、いじめの内容について十分に話を聞くことができた。
	教育委員会へいじめの対応にあたる旨の第一報を行った。
	いじめた児童生徒からいじめられた児童生徒と同じ内容の話を聞くことができた。
	当該児童生徒の保護者への第一報は、電話ではなく家庭訪問を行い直接会って報告した。
	緊急いじめ対策委員会（生徒指導委員会）を開催し、対応方針を協議した。
	職員会議を開催し、全職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行った。
	個人ではなく、校長を中心とした体制のもと、チームを組織して対応している。
	いじめ防止対策委員会を開催し、報告するとともに今後の取組を検討した。
	いじめられた児童生徒の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。
	必要に応じて、警察等の関係機関に相談した。
	いじめた児童生徒や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導した。
	当該児童生徒の保護者に十分説明を行い理解を得てから、謝罪を行うようにしている。
	教育委員会へいじめの事故報告を提出した。
	P T Aと連携して、事案の対応やいじめの防止に取組めている。
	地域関係者と連携して、事案の対応やいじめの防止に取組めている。
	教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出した。
	「いじめが再発していないか」、「いじめられた児童生徒がいやな思いをしていないか」などの見守りを行っている。

学年( 年) ( 第 ) あてはまるほうに○をつけてください。(小学校低学年用)  
小学校いじめアンケート

つぎの1~9までのしつもんについて、あてはまるきごうに○をつけてください!「のほか」をえらんだときは、( )の中(なか)に  
記入してください。

1 いまの学年になって、いじめられたことがありますか。 ア ある イ ない

- ※ 「ア ある」に○をつけた人は、2へすすんでください。  
「イ ない」に○をつけた人は、8へすすんでください。

2 だれからいじめられましたか。あてはまるものに、すべて○をつけてください。

- ア おなじ学年の人 イ 学年が上の人 ウ ほかの学校の人  
オ そのほかの人 ( )

エ いえのちかくの人

3 どんないじめをうけましたか。あてはまるものに、すべて○をつけてください。

- ア もんくをいわれたり、こわいいいかたをされたりした  
イ ひやかされたり、からかわれたりした (からだのことやことばづかいなど)  
ウ なかまはずれにされたり、むしれたりした  
エ なぐられたり、けられたりした  
オ お金やものをとられた  
カ 自分のものをかくされたり、こわされたり、すてられたりした  
キ 人にわらわれたり、しかられたりするようなことをむりやりさせられた  
ク いろいろなようじをいいつけられて、むりやりさせられた  
ケ そのほか ( )

4 いまもいじめはつづいていますか。 ア つづいている イ つづいていない

5 いじめられたことをだれかにはなしましたか。 ア はなした イ はなしていない

- ※ 「ア はなした」に○をつけた人は、6へすすんでください。  
「イ はなしていない」に○をつけた人は、7へすすんでください。

6 だれにはなしましたか。あてはまるものには、すべて○をつけてください。

- ア いえの人 イ ともだちや学年が上の人  
エ ほけんしつの先生 オ こうちょう先生やきょうとう先生  
キ スクールカウンセラーなどの先生 ク そのほか ( )

ウ たんにんの先生  
カ ウ～オいかいの先生  
( )

\*つぎは、8へすすんでください。

7 はなしていない「わけ」はなんですか。あてはまるものには、すべて○をつけてください。

- ア ほかの人にはなすとよけいにいじめられるから  
イ ほかの人にはなしてもわかってくれないから  
ウ 自分のよわいところを見せたくないから  
エ かぞくにいうとかなしまから  
オ そのほか ( )

8 あなたは、だれかがいじめられているのを見たりきいたりしたことがありますか。 ア ある イ ない

- ※ 「ア ある」に○をつけた人は、9へすすんでください。  
「イ ない」に○をつけた人は、これでおわりです。

9 あなたは、いじめを見たりきいたりしたとき、どうしましたか。あてはまるものに、すべて○をつけてください。

- ア いじめている人にちゅうういたり、やめさせたりした  
イ いじめられている人のはなしをきいたりはげましたりした  
ウ 先生にはなした  
エ ともだちや学年がうえの人にはなした  
オ 自分のかぞくにはなした  
カ いじめられている人のかぞくにはなした  
キ スクールカウンセラーなどの先生にはなした  
ク なにもしなかった(できなかつた)  
ケ そのほか ( )

◆これでおわりです

学年( 年) (男・女) あてはまるほうに○をつけてください。(小学校中・高学年用)  
**小学校いじめアンケート**(小学校中・高学年用)

**つきの1~11までの質問について、あてはまる記号に○をつけてください。「その他」をえらんだ場合には、( )の中にかんたんに文書で書いてください。**

1 今の学年になって、いじめられたことがありますか。ア ある イ ない

※ 「ア ある」に○をつけた人は、2へすすんでください。  
「イ ない」に○をつけた人は、9へすすんでください。

2 だれからいじめられましたか。当てはまるものに、すべて○をつけてください。

ア 同級生 イ 上級生(学年が上の人) ウ 部活動(スポーツなどのクラブ活動)をいっしょにしている人  
エ 他の学校の人 オ 地域(ちいき)地域の人 カ その他の人( )

3 どんないじめをうけましたか。当てはまるものに、すべて○をつけてください。

ア 言いがかりをつけられたり、おどされたりした イ 冷やかされたり、からかわれたりした(体のことや言葉づかいなど)  
ウ 仲間はずれにされたり、むしされたりした エ なぐられたり、けられたりした  
オ お金やものをとられた カ 自分のものをかくされたり、こわされたり、すてられたりした  
キ 人にわらわれたり、しかられたりするようなことをむりやりさせられた  
ク いろいろなようじを言いつけられて、むりやりさせられた  
ケ インターネットのけいじばんなどに悪口などを書かれた  
コ )その他( )

4 いじめられたとき、学校、家族、友だちに、どんなことをしてほしいですか。(下のわくに書いてください。)

学校に:

家族に:

友だちに:

5 今もいじめはつづいていますか。ア つづいている イ つづいていない

6 いじめられたことをだれかに相談しましたか。ア 相談した イ 相談していない

※ 「ア 相談した」に○をつけた人は、7へ進んでください。  
「イ 相談していない」に○をつけた人は、8へ進んでください。

7 だれに相談しましたか。当てはまるものには、すべて○をつけてください。

ア 家族 イ 友だちや先輩 ウ たんにんの先生  
エ 保健室の先生 オ 校長先生や教頭先生 カ ウ～オ以外(いがい)以外の先生  
キ スクールカウンセラーや相談員の先生 ク 学校以外の相談できるところ ケ その他( )  
\*つぎは、9へすすんでください。

8 相談していない理由はなんですか。当てはまるものには、すべて○をつけてください。

ア 他の人に相談するとよけいにいじめられるから イ 他の人に相談してもわかつてくれないから  
ウ 自分のよわいところを見せたくないから エ 家族に言うとかなしむから  
オ その他( )

9 あなたは、だれかがいじめられているのを見たり聞いたりしたことがありますか。ア ある イ ない

※ 「ア ある」に○をつけた人は、10へ進んでください。  
「イ ない」に○をつけた人は、11へ進んでください。

10 あなたは、いじめを見たり聞いたりしたとき、どうしましたか。当てはまるものに、すべて○をつけてください。

ア いじめている人に注意したり、やめさせたりした イ いじめられている人の話を聞いたりはげましたりした  
ウ 先生に相談した エ 友だちや先輩などに相談した  
オ 自分の家族に相談した カ いじめられている人の家族に相談した  
キ スクールカウンセラーや相談員の先生に相談した ク なにもしなかった(できなかった)  
ケ その他( )

11 あなたは、いじめをなくすためには、どうしたらよいと思いますか。当てはまるものにすべて○をつけ、その他があれば書いてください。

ア 学校や学級で話し合い、ルールをつくり、みんなが守るようにすること  
イ 学級会やじどう会でいじめをなくす活動すること  
ウ 相談室や相談ばこなどを整えたり、先生が相談にのってくれたりすること  
エ 先生が、悪いことは「悪い」とはっきりしどうすること  
オ 遊びやスポーツ、レクレーションなどをみんなですること カ ボランティアなどのいろいろな活動をみんなですること  
キ 地域の人がいつでも学校に来ていっしょに活動するような学校にすること  
ク 家庭で、いじめがいけないことを子どもにちゃんと教えること ケ その他  
( ) ◆これで終わりです